



福岡医発第 755 号 (地)
平成 29 年 6 月 9 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

福岡県介護予防市町村支援事業の実施について

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、今年度より別添のとおり事業が実施される旨、福岡県保健医療介護部長より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

当該事業は、市町村が効果的に介護予防に取り組むことができる仕組みの構築を目的とし、実施主体である県から委託を受けた介護予防支援センター（小倉リハビリテーション病院、福岡リハビリテーション病院、飯塚病院、久留米リハビリテーション病院）（以下、センター）によって運営・実施され、病院等に対するリハビリテーション専門職の派遣登録依頼や、登録された情報の管理を行います。

事業の実施にあたって、県より医療機関に所属するリハビリテーション専門職を、センターを通じて市町村に派遣するための登録依頼が、7～8月頃を目途に、各医療機関に対して県・所属医師会を通じて発出される予定となっております。

つきましては、貴会におかれましても事業の趣旨をご了知いただきますとともに、貴会内医療機関への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、連携体制にありますように、登録されたりハビリテーション専門職及び派遣実績につきましては、県より報告があり次第貴会宛に通知申し上げます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川 哲也
会長 白石 恒明

29高ケ推第583号
平成29年5月22日

公益社団法人
福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長



福岡県介護予防市町村支援事業の実施に係る協力について（依頼）

平素より、本県の保健医療介護行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、介護保険の財源で市町村が主体となり実施する、介護予防事業におけるリハビリテーション専門職を活用した取組を支援するため、本年度から別添の事業を実施することとしております。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、県医師会におかれましては、事業の実施について御理解をいただくとともに、各郡市医師会を通じて各医療機関への周知の程お願いいたします。

【問い合わせ先】

高齢者地域包括ケア推進課

在宅介護・予防係 担当：富永

TEL：092-643-3250

E-Mail：tominaga-m8798@pref.fukuoka.lg.jp



福岡県介護予防市町村支援事業について

1 目的

福岡県介護予防市町村支援事業（以下「事業」という。）は、市町村が効果的に介護予防に取り組むことができる仕組みを構築することを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は福岡県とし、事業運営を介護予防支援センター（小倉リハビリテーション病院、福岡リハビリテーション病院、飯塚病院、久留米リハビリテーション病院）に委託する。

3 事業内容

介護予防支援センターは次に掲げる事項を実施する。

（１）リハビリテーション専門職の登録

- ・地域内の病院等に対し、市町村が実施する介護予防事業に派遣することが可能な当該病院等に勤務するリハビリテーション専門職の登録を依頼する。
- ・病院等から提供を受けた派遣可能なりハビリテーション専門職の情報を、登録し、管理する。

（２）説明会の開催

（１）で登録されたりハビリテーション専門職を対象に、事業の趣旨や市町村における介護予防について、説明会を実施する。

（３）リハビリテーション専門職の派遣調整

各介護予防支援センターにコーディネーターを配置する。

市町村からの派遣依頼に応じて、コーディネーターが、登録者の中から適任者を選定し、本人や勤務先と調整後、派遣可能なりハビリテーション専門職を市町村に通知する。

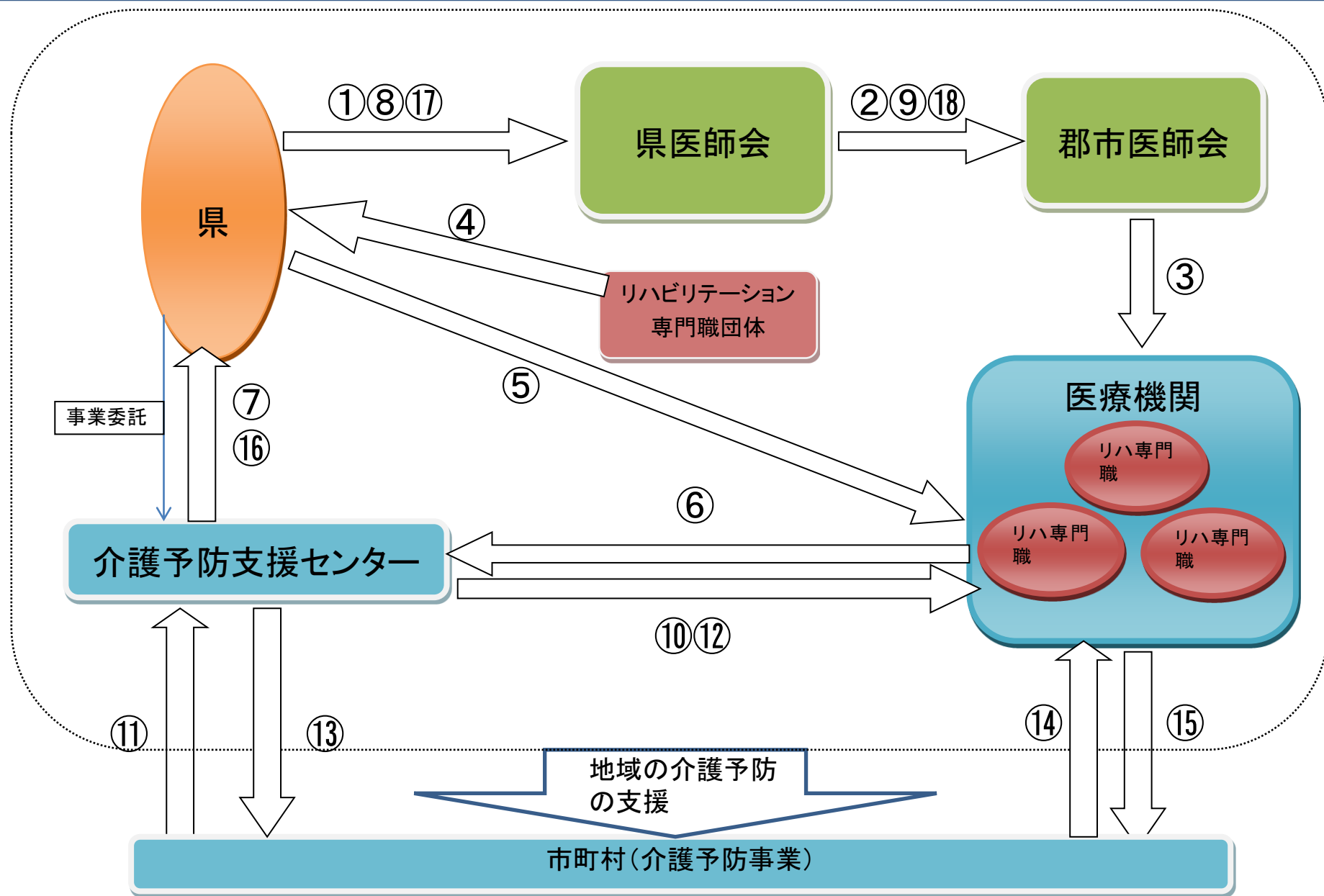
4 配置するコーディネーター

リハビリテーション専門職はじめ、市町村からの派遣依頼に応じて適任者を選定し、調整する能力を有する者を配置する。

※ 留意事項

- 1 診療報酬による配置基準を割る場合の派遣は、診療報酬の返還が生じることが考えられます。このため、県としては、配置基準以上の職員を有する医療機関に対し、診療報酬を確認の上、①業務として派遣が可能な場合、②年休として派遣が可能な場合に派遣をお願いしたいと考えています。
- 2 介護予防市町村支援事業は、市町村事業を推進するためのものです。派遣による診療報酬の減額への補償については考えておりませんので、ご理解いただける医療機関にご協力をお願いします。
- 3 医療機関において、就業規則に兼業等禁止が規定されている場合は、可能な範囲で本事業への派遣をお願いします。

介護予防市町村支援事業による連携体制



【事業スキーム(流れ)】

- ①②③ 県は、県医師会、郡市医師会を経て、医療機関に対する本事業への協力を依頼
- ④ リハビリテーション専門職団体は、介護予防研修を受講したリハ専門職が所属する医療機関のリストを県へ提供
- ⑤ 県は介護予防支援センターと協力しながら、④の医療機関へ派遣可能なリハ専門職名の登録を依頼
- ⑥ 医療機関は、派遣可能なリハ専門職名を介護予防支援センターに登録
- ⑦ 介護予防支援センターは、⑥で登録されたリハ専門職の名簿を県に報告
- ⑧⑨ 県は、登録されたリハ専門職の名簿を県医師会、郡市医師会に報告
- ⑩ 介護予防支援センターは、派遣可能なリハ職に対する本事業の内容等の説明会を企画・実施
- ⑪ 派遣を希望する市町村は、介護予防支援センターにリハ専門職の派遣を依頼
- ⑫ 介護予防支援センターと医療機関との間において派遣するリハ専門職を調整
- ⑬ 介護予防支援センターは、市町村に調整結果を報告
- ⑭ 市町村は、医療機関にリハ専門職の派遣を依頼
- ⑮ リハ専門職は市町村の介護予防事業において、助言指導を行う
- ⑯ 介護予防支援センターは県にリハ専門職の派遣実績を報告
- ⑰⑱ 県は、県医師会、郡市医師会に派遣されたリハ専門職の派遣実績を報告